

平成十八年一月三十一日受領
答 弁 第 一 一 号

内閣衆質一六四第一号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の贈与等報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の贈与等報告に関する質問に対する答弁書

一について

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定は、在外公館に勤務する一般職の国家公務員のうち、同法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員についても適用される。

二及び三について

贈与等報告書については、外務省の在外職員及び国内職員を区分して管理していないが、今回調べた限りでは、在外職員から提出された件数は、平成十三年度が三百九十一件、平成十四年度が三百七十二件、平成十五年度が三百七十七件及び平成十六年度が二百九十八件であり、国内職員から提出された件数は、平成十三年度が八百九件、平成十四年度が七百三十二件、平成十五年度が六百十九件及び平成十六年度が七百四件である。